

公募型プロポーザル手続き開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

令和6年4月30日

1. 業務委託の概要

(1) 件名

外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画策定等業務支援委託

(2) 目的

外環道東名ジャンクション周辺地区では、外環道の事業化を契機に、平成22年に東名ジャンクション周辺地区街づくり方針を策定し、街づくりや上部空間等利用について検討を進めてきた。

本委託は、下記の経緯に示す検討を踏まえ、外環道東名ジャンクション周辺地区地区計画等の策定にむけて必要な支援を行うものである。

なお、地区特性に考慮した街づくりを推進するため、令和6年度は用途地域等の変更に伴う東京都との協議を進めるとともに、当該区域の地区計画・地区街づくり計画について、素案説明会の実施を予定している。

(経緯)

平成21年 9月

～平成22年1月 街づくりの会（計4回）

平成22年 8月 街づくり方針策定

平成25年10月 街づくりの進め方等に関する説明会

平成25年12月

～平成26年12月 街づくり検討会（計9回）

平成28年 2月 区画道路の意見交換会（路線別 計5回）

平成28年12月 地区計画（方針案）の意見交換会

平成30年 2月 地区計画（たたき台）の意見交換会

令和 2年 2月 地区計画（素案）の説明会

令和 6年 2月 地区計画（素案）見直しに向けた意見交換会

(3) 地区計画等対象区域（図-1 参照）

外環道東名ジャンクション周辺地区

（宇奈根三丁目、大蔵五・六丁目、喜多見三・五・六・七丁目の一部）

(4) 業務内容

業務委託の内容については、プロポーザル後、選定された第一候補者の企画提案を踏まえ、世田谷区と受託者間の協議により仕様書を作成し、決定する。

現在、世田谷区が考える業務とスケジュールについては、別紙プロポーザル説明書を参照すること。

(5) 履行期間

契約の日から令和8年（2026年）3月まで（単年度契約）

※委託契約は単年度ごとに行い、前年度の履行内容が良好と認められること、予算が区議会で議決され配当されることを条件として翌年度の契約を行う。

2 参加資格

次の要件を全て満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項（同令第167条の1第1項において準用する場合も含む）の規定に該当しないこと。また、同条第2項による措置を現に受けていないこと。

(2) 世田谷区の物品買入れ等指名競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務」に登録があること。

(3) 世田谷区から指名停止（入札禁止）を受けている期間中でないこと。

(4) 法人税、法人事業税、法人都道府県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと。都道府県民税・市町村民税に滞納がないこと。
- (6) 令和元年度以降に、地区計画の検討に係る業務実績を有すること。
- (7) 提出された書類の記載事項に虚偽がないこと。

3 提案書の提出者を選定するための基準

本件では、提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみ行う。

4 提案書の評価基準

- (1) 予定技術者の資格と経歴
- (2) 同種又は類似業務の実績
- (3) 当該業務の実施体制
- (4) 当該業務の実施方針
- (5) 工程計画
- (6) 企画提案書の的確性と実現性
- (7) ヒアリングでの説明内容の明確性
- (8) 見積金額の妥当性

5 手続等

(1) 担当部署

〒157-8501 世田谷区成城6-2-1（砧総合支所3階）
世田谷区砧総合支所街づくり課（担当：伊藤、田中、水澤）
電話：03-3482-2594 FAX：03-3482-1471

(2) 説明書の配布期間ならびに配布場所及び方法

① 期 間：令和6年4月30日（火）から令和6年5月15日（水）まで
土・日・祝祭日を除く9時から17時まで（12時から13時を除く。）

② 場 所：上記（1）に同じ

③ 方 法：希望者に無償配布する（区のホームページからダウンロード可）

(3) 参加意思表明書の提出期限ならびに提出場所及び方法

① 期 限：令和6年5月15日（水）17時まで（必着）

② 場 所：上記（1）に同じ

③ 方 法：持参又は郵送（電子メール可）

※メールアドレス【SEA02223@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

(4) 提案書の提出期限ならびに提出場所及び方法

① 期 限：令和6年5月31日（金）17時まで（必着）

② 場 所：上記（1）に同じ

③ 方 法：持参又は郵送 ※提出期限必着

6 その他

- (1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 【日本語及び日本国通貨に限る】
- (2) 契約保証金 【免除】
- (3) 契約書作成の要否 【要】
- (4) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 【無】
- (5) 関連情報を入手するための照会窓口 【5（1）に同じ。】
- (6) 提案書の提出後に2の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (7) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由（審査経過等）を公表することができる。

- (8) 本プロポーザルは契約候補者の選定を目的とし、区は選定された提案書の内容に拘束されないものとする。
- (9) 詳細は、説明書による。